

(仮) 国際刑事法典 立法事例案

【我が国領域内における防衛出動の場合】

1. 日本領土を侵略した敵の軍隊が、作戦地域に取り残された我が国の住民を盾にして防御した場合に、我が国の航空攻撃やミサイル攻撃などによって、民間人に死傷者が出た場合。
2. 自国の領域に多大な被害が及ぶことが確実なテロリストによってハイジャックされた民航機を撃墜した結果、同乗していた多くの民間人が死傷した場合。
※自衛隊戦闘機パイロットと官邸危機管理センターが直接リアルタイムに対処する状況を想定。
3. 強力な武装テロリストに占拠された建物内に民間人が残存しているのを知りながら突入し、結果的に多くの民間人が死傷した場合。
※自衛隊に限らない。ポンチ絵的には自衛隊・警察の特殊部隊に共通する黒い制服の隊員を描く。上記のように官邸危機管理センターが直接リアルタイムに対処する状況を想定。
4. 大量破壊兵器を保持して逃亡するテロリストを捕獲するために止むを得ず使用した大威力の武器によって民間人に危害が及んだ場合。
※上記のように官邸危機管理センターが直接リアルタイムに対処する状況を想定。
5. 在日米軍基地に危害を加えた仮想敵国工作員を日本が拘束し、アメリカの要請によって引き渡し、在日米軍基地内で拘束中に拷問される。もしくは日米共同作戦中に拘束した捕虜をアメリカが拘束し拷問したなどの行為を、日本防衛に任ずる自衛隊が、米軍の兵士が犯した国際法違反行為を意図的に看過または隠ぺいする場合。

【我が国の領域外における事態対処の場合】

1. 海外駐留地において、自衛隊輸送機が近隣住宅地に墜落。多数の地元住民が死傷。奇跡的に乗務自衛官が生存し、地元住民が救出し、保護するも、当該自衛官の引き渡しを拒んだ場合。
※議会民主制のジブチなどで同国の野党等の反体制政治勢力が、日本の「法の空白」を探知し吹聴する可能性がある。更に、日本が内戦中の政府と同盟と見做される状況で、自衛隊員を殺害した武装勢力を起訴する国際

法廷において、「自衛隊員は捕虜としての保護は受けられない」とする日本の国会での政府答弁などが参照される可能性を考慮。

2. 自衛隊の海外駐留基地内において現地人従業員との労組関係がこじれ、現地の労働組合と反政府勢力による大規模なデモが基地ゲートに押し寄せ、その一部が暴徒化する。一発の銃声で攻撃を認識した陸自警備部隊が発砲し、民間人を多数死傷させた場合。

※後に、現場の死体状況から群衆の武器の携帯は皆無で、銃声は誤認と分かる。

3. 人質となった日本人または同僚隊員を救出するため(いわゆる「駆け付け警護」)、人質が拉致されている集落、村などを襲撃または破壊し、結果として多くの当該国の民間人を死傷させた場合。

※邦人救出任務を付与された部隊が、その地域に人質が存在することは確実であるが、細部の場所が不明なため、または勢力・時間の制約(殺害予告など)から強硬的な手段を選択せざるを得ない。

4. 多国籍部隊の一部として行動する自衛隊の小部隊が、同行する他国の部隊の民間人への殺害、暴行、破壊行為などに巻き込まれる場合、またはその行動を看過する場合。
5. 住民保護マンデート下のPKOなど海外において支援活動に従事する部隊の一部が武装集団に包囲され、銃撃戦を回避するために撤退の決断後、その包囲網を突破するために結果的に地域住民を盾にして逃れるも、本来保護すべき住民を多数まきこむ犠牲を生む、もしくは取り残された住民が武装集団によって多数虐殺される場合。

※現行のPKO派遣法では、交戦からの撤収が正当化される。結果、国際人道法違反を誘発する状況をつくってしまう。

6. 同じく住民保護マンデート下の国連PKOにおいて、他国の部隊が既に住民を多数殺傷した武装グループとの間で交戦状態になっている。自衛隊大隊長は、日本のNGO要員が危機にある情報を得て、東京に報告、「隊員の安全を最優先にせよ」との指示を得た。避難民を含めて様々な形で移動する住民との遭遇が予想される中、命令を受けた自衛隊小隊が、現場に向かう途中で十数名の住民と遭遇。小隊長は、住民の火器携帯を目視、小隊に警告射撃準備命令。しかし、隊員の一人が、住民の中に子どもを目視、威嚇の中止を小隊長に進言。しかし、小隊長は命令を継続。警告の後、破

裂音が発生。現場は激しい戦闘状態に。結果、子どもを含め住民全員を全員射殺。小隊隊員の一人も負傷。当初、小隊長は、子ども殺害と住民の携帯武器が猟銃であったことを報告書で明記せず、発砲しなかった当該隊員に対して、抗命による懲戒処分を申請。当該国政府は、子どもと武装グループではない市民殺害について、国連と日本政府に対して抗議、関係者の処罰を要求。

7. PKO もしくは非国連の有志連合の多国籍軍事活動において、重度の緊張で、一度、自衛隊基地内で自殺未遂を契機に精神疾患が患う隊員が発生するも、現地部隊は、日本国内の政局に忖度し、事件を隠蔽。当該隊員に通常任務を続行させる。ある夜、当該隊員は、武器を携帯し基地を抜け出し、民間住宅に侵入、住民を殺害後、放心状態のところを地元警察に逮捕される場合。

※現行法制下では、問題を看過した部隊指揮官の責任は、最大、行政処分ぐらい。

8. 南シナ海で自衛隊が防護する米補給艦に対し、係争国の民間漁船群に随伴する当該海上警察船が接近して進路を妨害、米補給艦は退避行動をとるが、当該海上警察船から米補給艦前方に向け砲撃。護衛艦は米艦を防護すべく砲撃を準備するも、当該海上警察船の前方にいる漁船に被害が出る可能性があるため、砲撃を保留。一方、米艦は、機関砲で射撃を開始したところ、漁船に当たって大破、数人が海中に放り出される。当該海上警察船は漁船乗員を救助したのち、なおも追跡して米艦に向け砲撃。自衛隊が応戦して当該海上警察船を大破。当該海上警察船乗員と救助された漁船乗組員に相当数の死傷者が出た模様。自衛隊は、けが人の救助を申し出るが、当該海上警察船はこれを拒否。係争国政府は、日米艦艇の攻撃により民間人が負傷した事件として、日米を非難し、賠償と責任者の処罰を要求。

【我が国領域内外の如何に関わらず適用する事例】

1. 米国の艦船を防護する自衛隊の護衛艦が現に攻撃されている米国の要請によって相手の艦船を攻撃した結果、相手の艦船に多くの民間人が乗船しており多数の犠牲者を出した場合。

※ 「法の空白」問題がある日本は国際刑事裁判所 ICC に加盟しているが、「法の空白」問題の無いアメリカは ICC に加盟していない。相手国によって ICC に自衛官だけが提訴される可能性。

(仮) 国際刑事法案にあたっての用語の定義

【自衛隊等】：警察、海保、そして政府と契約する民間警備・軍事会社を含む
(アフガニスタン等の日本在外公館にて日本国籍の民間警備会社が警備を請
け負い、現地調達で自動小銃を配備した実績あり)

【指揮官等】：命令した指揮系上の上官及び文民の責任者（監督官庁の所掌部
局、例えば防衛省内局の官僚、国交相、外務省の大臣、政務官等を含む）